



令和 7 年 9 月 10 日

秋田労働局長

山本 博之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会 長 臼 木 智 昭

秋田地方最低賃金審議会の意見に関する異議の
申出について（報告）

令和 7 年 8 月 25 日付け秋田県最低賃金の改正決定に係る
当審議会の意見に対する秋田県労働組合総連合 議長 高野智
子 ほか 14 団体（別紙）からの異議申出に関し、当審議会にお
いて異議の内容及び理由について慎重に審議をした結果、下記
の結論に達したことを報告する。

記

異議申出の内容については、既に十分調査審議済みであり原意見
（8 月 25 日付け「秋田県最低賃金の改正決定について（答申）」）
どおり決定することが適当である。

なお、政府に対しては、以下のとおり要望するものである。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要
性については労使共通の認識であり、生産性向上支援については、
可能な限り多くの企業が各種助成金等を受給し、賃上げを実現でき
るように、業務改善助成金やキャリアアップ助成金等について、企
業がしっかりと活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も
活用した周知等の徹底を要望する。

- 2 令和7年度の最低賃金の政府方針（「経済財政運営と改革の基本方針2025」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」令和7年6月13日閣議決定）に明記された「政府の補助金における重点的な支援を行うこと」の支援の具体的な内容、「交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすること」の都道府県の取組を後押しする内容について、できるだけ早期に明確化し、実効性ある賃上げ支援とすることを要望する。
- 3 価格転嫁対策については、中小企業庁と業所管省庁との連携体制を早期に構築し、中小企業・小規模事業者や価格転嫁率が低い業種の事業者を中心に、価格転嫁状況の改善を図り、賃上げの原資を確保できるよう、適正な価格転嫁の取組の強化を要望する。
- 4 最低賃金が引き上げられたことにより、いわゆる「年収の壁」のため、労働時間の調整等を行い、年収が伸びない、人手不足となるなどの弊害が発生しないよう、賃上げに取り組む事業者への「年収の壁・支援強化パッケージ」の積極的な活用促進を要望する。

別紙

- 1 秋田県労働組合総連合（議長 高野 智子）
- 2 秋田県春闘共闘懇談会（代表委員 奥井 明子）
- 3 秋田県医療労働組合連合会（執行委員長 奥井 明子）
- 4 秋田県農業協同組合労働組合（中央執行委員長 朝岡 晃）
- 5 中通病院労働組合（執行委員長 高村 美幸）
- 6 市立横手病院労働組合（執行委員長 櫻谷 麻美）
- 7 秋田県国家公務関連労働組合共闘会議（議長 藤原 孝寿）
- 8 全司法労働組合（執行委員長 高野 智子）
- 9 秋田県高等学校教職員組合（執行委員長 小林 正人）
- 10 日本自治体労働組合連合秋田県本部（中央執行委員長 本間 渉）
- 11 秋田県公務公共一般労働組合（執行委員長 本間 渉）
- 12 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部（執行委員長 佐藤 博之）
- 13 秋田県地域一般労働組合（執行委員長 小笠原 猛）
- 14 全日本年金者組合秋田県本部（執行委員長 大坂谷 邦雄）